

第8章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、図 8-1 に示すとおり対象事業実施区域から 2km の範囲とした。本範囲には、宇都宮市、下野市、上三川町が含まれる。

環境影響を受ける範囲を対象事業実施区域から 2km とした理由は、ごみ焼却施設において近隣住民等から影響が不安視されることが多く、かつ広域的な影響を把握する必要がある大気質（煙突排ガス）の影響範囲を考慮してのものである。

なお、同じく広域的な影響が生じるとされる景観の変化については、既存ごみ焼却施設の煙突高さが 80m であり、既に 20 年以上経過していること、現地確認の結果、2km 遠では煙突が殆ど視認されないこと、新施設の煙突高さは 59m 又は 80m となり、現状よりも高くないこと等の理由から、対象事業に係る景観の影響は現状よりも同等以下になると判断した。よって、環境影響を受ける範囲は大気質の影響範囲をもとに決定するものとした。

大気質の影響範囲の設定根拠

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。

既存ごみ焼却施設の（煙突高さ 80m）の排ガスの諸元及び、平成 24 年度の宇都宮気象台の気象条件をもとに計算した結果、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が 900m 程度（2 倍の距離で約 1.8km）となった。

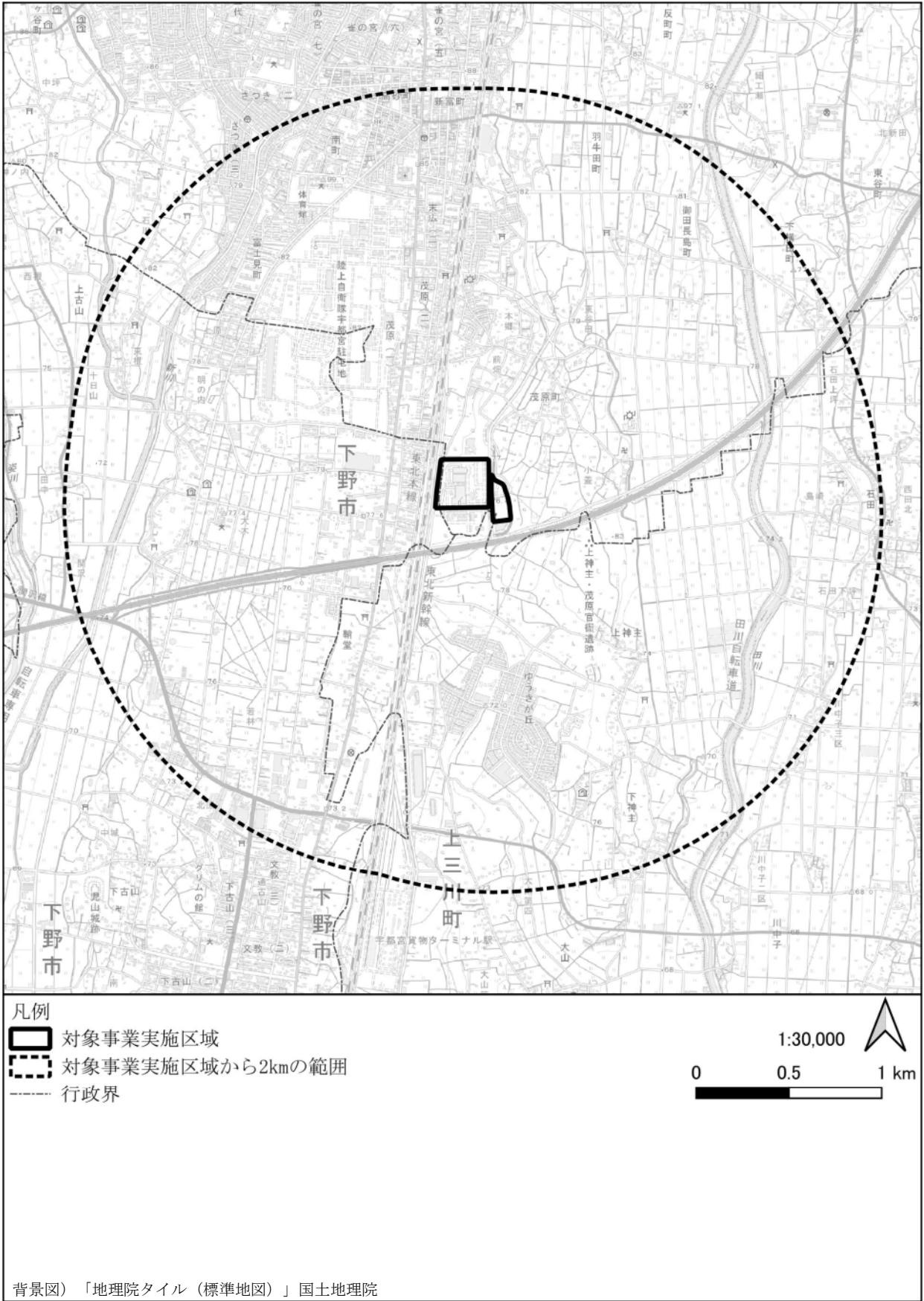


図 8-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域